

オープンイノベーションプログラム事業委託業務仕様書

1 目的

県内企業とスタートアップの共創を支援するオープンイノベーションプログラムを実施することで、県内企業の高付加価値化を図るとともに、革新的なスタートアップの県内での事業定着・事業拡大の促進を図ることを目指す。

2 定義

本仕様書において「スタートアップ」とは、新しい技術やビジネスモデルにより急成長を志す企業又は個人事業主とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

※委託期間内に、下記4（6）の成果報告書の作成・納品まで終えること。

4 委託業務の内容

（1）参加企業の募集・選定

- ・県内中堅・中小企業等を中心に本事業を周知し、本事業に参加する県内企業の募集を行うこと。
- ・様々なメディアやSNSを活用する等、効果的な募集方法や広報の仕方に努めること。
- ・参加企業の応募要件は、事前に委託者と協議のうえ決定すること。
- ・参加企業の募集期間は、2週間以上設けること。
- ・応募のあった県内企業の中から、本事業により解決しようとする事業課題やスタートアップとの事業共創に対する意欲といった観点から3社以上を選定すること。参加企業の選定にあたっては、委託者と協議のうえ選定すること。
- ・参加企業の選定後は、課題・テーマ設定に関するワークショップを実施する等、参加企業の受入体制を整えるための取組を実施すること。
- ・なお、参加企業の募集に当たっては、県においても関係する団体（金融機関等）に声かけを行う予定である。

（2）共創を行うスタートアップの募集・選定

- ・様々なメディアやSNS及びオープンイノベーションのプラットフォーム等を活用して、共創パートナーとなるスタートアップを全国から募集すること。
- ・応募のあったスタートアップに対しては、参加企業への営業に留まるのではなく、オープンイノベーションを通じた共創であることを周知すること。

- ・選定に当たっては、本事業の目的であるスタートアップの県内での事業定着・事業拡大の促進を念頭に置いた上で、参加企業1社につき共創するスタートアップを1社以上選定すること。

(3) 参加企業とスタートアップの共創支援

- ・参加企業とスタートアップがディスカッションを行いながら、共創ビジネスモデルの骨子を作成できるように支援すること。
- ・プロジェクトごとに1名以上の専任のメンターが伴走し、ビジネスモデルのブラッシュアップや定期的なメンタリングを実施すること。
- ・メンタリングについては、令和6年10月から令和7年2月の期間に最低月1回実施するとともに、ビジネスプランの進捗管理を確実に行うこと。
- ・プロジェクトごとにスケジュールが許す限りにおいて、社会実装を目指した実証実験の支援を実施すること。

(4) 成果発表会の開催

- ・共創支援終了後、プロジェクト参加者が一堂に会する成果発表会を県内で実施すること。
- ・様々なメディアやSNS等を活用して、本事業の取組結果を県内外に広く周知すること。

(5) 事業全体の管理運営

- ・(1) から (4) を実施するにあたり、確実かつ効果的に実施する体制を整えるとともに、以下のスケジュールを念頭に置いた上でプロジェクトごとに適切な進捗管理を行うこと。

<スケジュール例>

令和6年6月～7月 企業への周知・募集

令和6年8月～10月 スタートアップの募集・マッチング

令和6年10月～令和7年2月 共創支援

(6) 成果品の作成・納品

- ・業務終了後、実施結果等について報告するとともに、以下の成果品を提出すること。

① 成果品

- ・委託業務完了報告書 1部 (社印を押印したもの)
- ・成果報告書 1部 (業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容等をまとめたもの)

② 納品形式

- ・A4 縦の紙媒体及び電子データ（Word 形式、Excel 形式、PowerPoint 形式又は PDF 形式のデータを CD-R に記録する等により提出）

③ 納品場所

奈良県 地域創造部

大和平野中央構想・スタートアップ推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎4階

TEL：0742-27-8946

5 その他

- (1) 本業務を受注しようとする者は、別記1「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (2) 本仕様書に記載のないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (3) 受託者は、本業務の内容及び範囲について委託者と十分打ち合わせを行い、本業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時、委託者へ報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。
- (6) 本業務以外に委託者や関連団体が行うスタートアップ支援事業との連携を図るよう努めること。
- (7) 本業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (8) 本業務に基づく制作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じ、別記2「情報セキュリティに係る特記事項」及び別記3「個人情報取扱特記事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (10) 再委託（再々委託も含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、委託者の承認を得ること。
- (11) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- (12) 本業務は国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を利用するものである。受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (13) 受託者は、本業務の経理を明確にするため他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

- 第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

- 第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

- 第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

- 第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
- 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

- 第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

- 第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

- 第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

- 第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報
が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、
第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託
者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、
直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したとき
は、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託
者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をす
ることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知った
ときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委
託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の
責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契
約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。